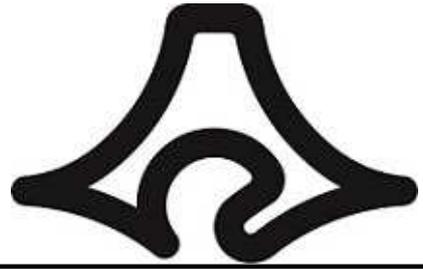


提供日 2024/08/26
タイトル 9/1～10は屋外広告物適正化旬間です！県下一斉の違反
広告物パトロールを実施します。
担当 交通基盤部 都市局景観まちづくり課
連絡先 景観づくり推進班
TEL 054-221-3702



9月1日から10日までは 屋外広告物適正化旬間

国土交通省では、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定め、屋外広告物の適正化を一層推進しています。

本県においても、違反広告物のパトロールを県下一斉に実施するなど、屋外広告物の適正化を図り、美しい景観づくりを推進します。

1 違反広告物パトロール

- 実施期間 令和6年9月2日(月)から10日(火)の間(土日を除く)
- 活動内容 違反広告物の現地調査
違反しているはり紙、はり札、立看板等の除却作業
屋外広告物の落下を防止する安全対策の周知活動
(広告主、広告業者、関係団体等へのチラシ送付) ほか
- 実施主体 県内市町及び県
- 実施場所 県内の主要道路沿線等
- 参加者 市町及び県土木事務所職員を中心に実施

パトロールの取材を希望される場合は、各土木事務所都市計画課にお問い合わせください。

2 「屋外広告業」登録推進ポスターの掲出

屋外広告物を設置する業を営むために必要な「屋外広告業」の登録制度について周知を強化するため、今年度新たにポスターを作成しました。
適正化旬間に合わせて、本ポスターを土木事務所や各市町屋外広告物担当課などで掲示します。



3 県庁東館2階情報ステージ展示

9月2日から9月12日まで、屋外広告物適正化旬間の企画展示を行います。



(昨年度の様子)

4 その他：富士箱根伊豆地域における山梨県、神奈川県との三県合同キャンペーン

富士山箱根伊豆地域における広域での良好な景観形成を図るため、屋外広告物適正化旬間の取組に併せ、広告主や広告業者に対し普及啓発を行います。

(1) 実施期間 令和6年9月2日(月)から10日(火)の間(土日を除く)

(2) 活動内容 チラシの配布

(3) 実施地域

沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町

山梨県・静岡県・神奈川県

屋外広告物適正化

キャンペーン

実施期間 ▶ 令和6年9月1日(日)～9月10日(火)

- ◆ 違法なはり紙、はり札、立看板等を一斉除却します！
- ◆ 屋外広告物の安全管理の徹底を心がけましょう。

富士箱根伊豆交流圏の魅力的な公共空間の景観づくりのために、三県が連携し、屋外広告物の是正・改善に向け、屋外広告物適正化共同に併せた普及啓発を行っています。

2～4の取材については、景観まちづくり課(054-221-3702)にお問い合わせください。